ト　入場禁止対象者等の利用禁止等の表示

カジノ事業者は、(2)のイの措置としてカジノ施設の利用を制限している者等についてカジノ施設の利用の禁止又は制限がされている旨を、本人確認区画の入口及びカジノ行為区画に表示しなければならないこととした。(第一一二条関係)

チ　カジノ事業者間の連携協力

カジノ事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除その他のカジノ事業の健全な運営の確保に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。(第一一三条関係)

(三)　カジノ事業の従業者

(1)　カジノ事業者は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、カジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせる業務等の実施又は監督をする業務等（以下「特定カジノ業務」という。）に従事させてはならないこととした。(第一一四条関係)

(2)　カジノ管理委員会は、(1)の確認の申請があったときは、当該確認を受けようとする雇用する者その他の者がその従事する特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかを審査しなければならないこととした。(第一一六条第一項関係)

(3)　(1)の確認をしてはならない者を定めることとした。(第一一六条第二項関係)

(4)　(1)の確認の有効期間は、当該確認の日から起算して三年とすることとした。また、有効期間の満了後引き続き(1)の確認を受けた特定カジノ業務に従事する者（以下「確認特定カジノ業務従事者」という。）を当該特定カジノ業務に従事させようとするカジノ事業者は、当該確認の更新を受けなければならないこととした。(第一一七条関係)

(5)　カジノ管理委員会は、確認特定カジノ業務従事者について、偽りその他不正の手段により(1)の確認等を受けたこと等の事実が判明したときは、(1)の確認を取り消すことができることとした。また、確認特定カジノ業務従事者が当該確認に係る特定カジノ業務に従事しなくなったとき等は、(1)の確認は、その効力を失うこととした。(第一一九条及び第一二〇条関係)

(6)　カジノ事業者は、カジノ事業の従業者に係る規定を遵守するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。(第一二三条関係)

4　カジノ施設供用事業

(一)　認定施設供用事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、その認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域においてカジノ施設供用事業を行うことができることとした。(第一二四条関係)

(二)　カジノ管理委員会は、(一)の免許の申請があったときは、申請者及びその役員等が十分な社会的信用を有する者であることのほか、申請者の財産的基礎、カジノ施設の数、カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積、カジノ施設の構造及び設備、定款、業務方法書等に関する基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととした。(第一二六条第一項関係)

(三)　(一)の免許を与えてはならない者を定めることとした。(第一二六条第二項関係)

(四)　(一)の免許の有効期間は、当該免許の日から起算して三年とすることとした。また、有効期間の満了後引き続きカジノ施設供用事業を行おうとするカジノ施設供用事業者は、当該免許の更新を受けなければならないこととした。(第一二七条関係)

(五)　カジノ施設供用事業者は、(一)の免許を受けた後において、当該免許に係るカジノ施設の工事が完成したときは、その施設について、カジノ管理委員会の検査を申請しなければならないこととした。(第一二八条関係)

(六)　カジノ施設供用事業者は、カジノ施設のカジノ行為区画の位置等の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の承認を受けなければならないこととした。(第一二九条関係)

(七)　3の(一)の(1)の二等の規定は、(一)の免許等について準用することとした。(第一三〇条関係)

(八)　3の(一)の(2)の規定は、カジノ施設供用事業者の認可主要株主等について準用することとした。(第一三一条関係)

(九)　カジノ施設供用事業者は、カジノ事業者との責任分担に従い、及び当該カジノ事業者との緊密な連携の下に、カジノ施設並びに当該カジノ施設供用事業者が管理する部分に係るカジノ施設の構造及び設備を、(二)に規定する基準に適合するよう維持しなければならないこととした。(第一三二条関係)

(一〇)　カジノ施設供用事業者は、その行う業務に関し、3の(二)の(6)のロの(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する契約以外の契約（雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。以下4において同じ。）を締結してはならないこととした。(第一三三条第一項関係)

(二)　カジノ施設供用事業者は、カジノ施設供用業務に係る契約等の契約を締結しようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならないこととした。(第一三三条第二項関係)

(三)　3の(二)の(6)の二等の規定は、カジノ施設供用事業者が行う業務（カジノ施設供用業務以外の施設供用事業に係る業務を含む。）に係る契約について準用することとした。(第一三三条第四項関係)

(三)　カジノ施設供用事業者は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、内部監査等の監督をする業務等に従事させてはならないこととした。(第一三四条第一項関係)

(四)　3の(三)の(2)等の規定は、(三)の確認等について準用することとした。(第一三四条第二項関係)

(五)　3の(三)の(6)の規定は、カジノ施設供用業務に従事する者に係る措置について準用することとした。(第一三五条関係)

5　認可施設土地権利者

(一)　3の(一)の(1)のイの免許に係る特定複合観光施設区域の土地について、施設土地に関する権利の移転若しくは設定をする取引若しくは行為又は施設土地権利者になる法人の設立その他のカジノ管理委員会規則で定める取引若しくは行為（それぞれ国、地方公共団体並びに当該特定複合観光施設区域に係るカジノ事業者及びカジノ施設供用事業者（以下(二)において「国等」という。）が当該施設土地に関する権利を取得する取引及び行為を除く。）であって施設土地権利者の変更を伴うものをしようとする者（国等を除く。）は、カジノ管理委員会の認可を受けなければならないこととした。(第一三六条第一項関係)

(二)　(一)に規定する取引又は行為以外の事由により施設土地権利者になった者（以下「特定施設土地権利者」という。）は、当該事由の生じた日から起算して六〇日を経過する日（以下(二)において「猶予期限日」という。）以内に施設土地権利者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならないこととした。ただし、当該特定施設土地権利者が、猶予期限日後も引き続き当該施設土地に関する権利を保有することについてカジノ管理委員会の認可を受けたときは、この限りでないこととした。(第一三六条第五項関係)

(三)　カジノ管理委員会は、(一)又は(二)のただし書の認可の申請があったときは、申請者が十分な社会的信用を有する者であること等の基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととした。(第一三八条第一項関係)

(四)　3の(一)の(2)のニの規定は、(一)及び(二)のただし書の認可の申請について準用することとした。(第一三八条第二項関係)

(五)　カジノ管理委員会は、認可施設土地権利者について、偽りその他不正の手段により(一)又は(二)のただし書の認可等を受けたこと等の事実が判明したときは、(一)又は(二)のただし書の認可を取り消すことができることとした。また、認可施設土地権利者が施設土地権利者でなくなったとき等は、(一)又は(二)のただし書の認可は、その効力を失うこととした。(第一三九条及び第一四〇条関係)

(六)　3の(一)の(2)のホ等の規定は、認可施設土地権利者に係る変更の承認等について準用することとした。(第一四一条関係)